

## **[事案 2025-75] 高度障害保険金支払請求**

・令和8年2月27日 裁定終了

※本事案の申立人は、法人である。

### **<事案の概要>**

約款上の支払事由に該当しないことを理由に、災害割増保険金と傷害給付金が支払われなかったことを不服として、災害割増保険金と傷害給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成30年頃から令和5年頃にかけて、重量物の持ち上げなどを原因として3回受傷し脊柱の障害を負ったため、昭和63年8月に契約した終身保険に付加した災害割増特約および傷害特約にもとづき障害給付金の支払いを受けた。しかし、以下の理由により、災害割増保険金および傷害給付金の残る2回分を支払ってほしい。

- (1) 災害割増特約に基づく災害割増保険金が支払われるのは高度障害の場合との保険会社の主張について、なぜ契約書にそのように記載していないのか。契約書にその旨明記するのが筋である。
- (2) 妻が加入している他社の生命保険の打合せの際、この件について、他社の支部長に質問したところ「支払うべき」との意見である。
- (3) 傷害特約に基づく障害給付金については、3回骨折しているため3回支払われるはずである。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 災害割増特約の災害割増保険金は、被保険者が不慮の事故等によって「死亡または所定の高度障害状態になった場合」に支払われるが、申立人は「死亡」、「高度障害状態」のいずれにも該当しないため支払事由に該当しない。
- (2) 本契約の保険証券には、特約欄に災害割増保険金額の記載に加え、お支払いする保険金額・給付金額等の主な内容欄に「所定の高度障害状態になられたとき」と記載されており、不慮の事故によって死亡又は高度障害状態に該当したときのみ災害割増保険金が支払われることが容易に分かる。また、契約時に申立人に交付した保障設計書においてもその旨説明されている。
- (3) 申立人に対し、災害割増保険金は死亡または高度障害状態になったときに支払われるものであること等を説明し、申立人の要望に応じて書面でも説明したが、ご納得いただけなかった。
- (4) 傷害特約の支払事由は、被保険者が不慮の事故等によって、所定の身体障害状態に該当した場合である。圧迫骨折が生じただけでは、不慮の事故等によって生じたとも、身体障害状態にあるとも評価できず、支払事由には該当しない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張する事実等を確認するため、申立人の前代表者である申立人父に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。